資料 10

障害者虐待の未然防止（発生予防）支援の取組

豊島区障害者虐待防止センター

「予防」という概念を軸にした場合、虐待防止対策としての基本的対応は、1-発生予防（1 次予防）、2-早期発見・早期対応（2 次予防）、3-保護・支援（3 次予防）の 3 つの枠組みから捉えるのが一般的とされている。

虐待防止センターとして、1-発生予防（1 次予防）に重点を置いた未然防止（発生予防）支援の試みを紹介する。

【未然防止のためのネットワーク形成と情報収集】

基幹相談支援センターと連携しネットワーク構築を行ったケースの紹介

（機能強化の取組を活かす　→　対応困難事例の共有、地域の関係機関との連携　→　潜在的要支援者の把握と早期支援準備　→　虐待発生予防）

①基幹相談支援センターと連携して地域の特別支援学校高等部と連携会議を開催

ケース ➡ 連携会議（年 2 回開催）

連 携 先：特別支援学校高等部

情報提供：教諭・支援部コーディネーター

対 象 者：豊島区在住高等部 1 年、2 年、3 年計 10 人

内　　容：本人や家族から同意を得た内容で、障害内容・障害特性（当事者の進路先が不透明で、支援につながらない可能性がある)、養護者の経済的・社会的・精神的問題（障害のある養護者、ひとり親、生活困窮等）を有する多問題家族の現状等に関する情報を共有。卒業後も虐待等の発生が懸念されるハイリスクな家族として、卒業時にも特別支援学校と進路先情報等を共有し、切れ目のない支援で予防的支援を継続する。

②他の市区町村から地域移行の相談と連携依頼

ケース ➡ 地域移行等連絡調整会議

連 携 先：児童相談所（他の市区町村)、児童養護施設、特別支援学校

情報提供：児童相談所の調査課、教諭、臨床心理士、児童養護施設職員

対 象 者：特別支援学校高等部 2 年生

内　　容：卒業後、豊島区在住の親族と同居予定だが、受け入れ親族が当事者の障害特性（発達障害、自閉症スペクトラム障害、知的障害等）に理解が不十分であり、虐待のリスクがある。

→基幹相談支援センター（虐待防止センター）からの提案

・地域移行支援を利用し、宿泊型自立訓練や共同生活援助への入所の相談を進めることで親族との分離を維持する（居住支援）。

・卒業後の日中活動や就労を考慮し、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援を受ける。

③障害児や高齢者等の困難ケースを支援している関係機関との連携

・西部子ども家庭支援センター（児童発達支援センター）での障害児虐待防止に関する OJT 実施

→障害者福祉施設従事者等として、また養護者虐待の早期の気づきを含め、障害者虐待防止に関する意識・理解・連携について啓発。身体拘束等の通所施設での虐待ケースに関する検討。

・地域包括支援センター長連絡会の参加

→虐待防止センターの紹介や高齢者支援を通して 80/50 問題（老障介護）を把握した場合の連携依頼を行ない、ハイリスクケースに対しプロアクティブに支援するネットワークを構築

【予防型支援としての相談対応先の確保】

・障害のある方やその家族（ヤングケアラーを含む）、支援者に対して、専門的な第三者への相談（基幹相談支援センターの機能強化事業の活用）

→心理相談（公認心理師による相談（月１回））

虐待者の介護疲れや介護等のストレスおよび障害の知識や情報の不足が、虐待の発生要因と報告されており、虐待予防として当事者やその家族への心理的支援

→個別支援会議（弁護士と精神科医による相談（年 6 回））

複合的・重層的な問題を抱える当事者やその家族に対する支援方法について、障害者・児の支援者へ司法および医療の視点より専門的な助言を行なう

・障害サービスに繋がっていない潜在的リスクのアウトリーチ

→地域生活支援拠点等コーディネーターが相談を受けたケースの情報共有

【地域生活支援拠点等コーディネーター】
地域生活支援拠点等とは、障害児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、コーディネーター（区が委託する障害分野の専門的な知識を持つ相談支援専門員）を軸とした関係機関が協力し、障害のある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みで、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。ご家族の方の病気や事故など緊急時に備えて、コーディネーターが障害福祉サービス事業所と連携し、相談やサービス利用できるよう支援しています。

・重度知的障害（愛の手帳１度・２度）のある方で、障害福祉サービスに繋がっていないケースや、家族（親）が障害福祉サービスの活用に拒否的である「堅固な外部境界」を持つ状態にあるケースの対応

ケース ➡ 家族全体を理解し、家族の力動へ働きかける家族支援のための関係者会議の開催

連 携 先：障害福祉課、生活福祉課（生活保護 CW）、高齢者福祉課（地域ケア）
基幹相談支援センター、拠点等コーディネーター

対 象 者：本人（重度知的障害）、母親（介護保険利用）、父親（入院）

内　　容：本人は特別支援学校卒業後、生活介護事業所に通所していたが、数年でサービスを利用しなくなり、家族（親）が自宅でケアを行っていた。母親が介護状態、父親が入院のため本人のケアができなくなり障害福祉課に相談があった。親の知識不足や介護力低下による虐待の疑い（ネグレクト）があり、関係機関が連携して支援につなげた。家族全体の支援を重ねて望ましい変化が見られた。

→未然防止観点からの課題と今後の対応

・区内において、重度知的障害（愛の手帳１度・２度）のある方で障害福祉サービス等の利用がない、または相談支援が途切れているケースの調査を行なった。

・障害福祉サービスの利用がない重度知的障害のある方とその家族に対して、継続的な見守りやアウトリーチを行うための取り組みを検討した。
とりわけ、地域生活支援拠点等コーディネーターの活用による、アウトリーチや相談支援が未然防止に有効である。